

A. この目的に当てはまるケース

申請する方が、日本に居住する知人又は三親等を越える親族を訪問する場合のことで

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

(注) ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

② 査証(ビザ)申請書

(注) 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真1枚(4.5cm×4.5cm、上半身無帽、背景白)

(注) 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 出生証明書

(注1) 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

(注2) 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表(小学校又は高校、フォーム137)」、「卒業アルバム(提出可能な方)」を一緒に提出して下さい。

(注3) 国家統計局(P S A)に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書とP S A発行の無登録の証明書を提出して下さい。

⑤ 婚姻証明書(既婚者のみ)

(注1) 既婚者で婚姻記録がP S Aに無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書とP S A発行の無婚姻証明書を提出して下さい。

(注2) ④及び⑤はP S A 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得して下さい。いずれも発行から1年以内のものに限ります。

(注3) 使用済みの日本入国査証が旅券で確認できる場合、④及び⑤の提出は必要ありません。

⑥ 滞在予定表

⑦ 知人関係を証明する資料

(注) 写真、電話通話明細、送品控、パスポートコピー等の資料のほか、互いの関係を記載した書面により相互の関係をご説明していただく必要があります。

⑧ 招へい理由書

⑨ 住民票(知人及び保証人のもの)

(注1) 知人が外国人の場合は在留カード又は特別永住者証明書の両面コピーを併せて提出して下さい。

(注2) 住民票は発行の日から3か月以内のもので、世帯全員分かつ記載事項を省略していないものを提出して下さい。

〔申請人自身が滞在・渡航費用を一部又は全部負担する場合〕

⑩ 預金残高証明書

⑪ 納税証明書原本又はコピー(フォーム2316)

〔日本在住の身元保証人が滞在・渡航費用を一部又は全部負担する場合〕

⑫ 身元保証書

⑬ 所得証明書・総所得額の記載のある納税証明書・確定申告書控・預金残高証明書のいずれか1点

(注1) 所得証明書、総所得金額の記載のある納税証明書、預金残高証明書はいずれも発行の日から3か月

以内のものに限ります。また、源泉徴収票を上記証明書に代えることはできません。なお、納税証明書を提出される場合、必ず総所得金額の記載のあるものを提出してください。

(注2) 身元保証人の所得証明書等につきましては、身元保証能力を確認する重要な書類ですので、それらの書類はいずれか一点とありますが、複数の書類（所得証明書と預貯金残高証明書）を提出することを妨げるものではありません。

⑭ フィリピンに永住、駐在等の長期滞在査証を有して滞在する外国人の査証申請については、上記提出書類（申請者の出生証明書を除きます。）に加えて、フィリピン政府発行の外国人登録証明書写しを提出して下さい。

(注) 短期間の滞在査証を有して滞在している外国人の査証申請については、当館で受理できませんので、国籍又は市民権を有する地を管轄する公館において申請してください。